

答 申 第 7 1 号  
令和3年1月12日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 竹 本 真 紀

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和2年4月1日付け青公委第1号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

DV加害者扱いされた人からの苦情・相談等に関する文書についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成31年2月20日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、次に掲げる文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）を悪用したり、住民基本台帳事務における支援措置を目的外利用して、親権の獲得を有利にしようとしたり、親子の引き離しを目論む人の存在や行為が社会問題となって連日のように報道されているが、そのような社会問題について青森県警察が何か察知・覚知している文書
- (2) 上記(1)のような問題によりDV加害者扱いされた人たちが、青森県内の各警察署又は警察本部や警察相談電話に対して寄せた苦情や抗議、相談等の文書
- (3) 国際的に、親子引き離しは最大の児童虐待と言われ、「洗脳虐待」とも訳されることがあり、WHO世界保健機構による国際疾病分類（ICD-11）において、子に「片親疎外症候群」という健康被害をもたらすとして「精神及び行動の障害」に分類されているが、それについて青森県警察が何か察知・覚知している文書
- (4) DV防止法第3条第3項第2号の「被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと」について、単に条文の引用・参照などではなく、青森県警察が、被害者に対して、適切なメンタルケアをしたことが記されている文書
- (5) ○○警察署生活安全課の職員がDV被害者相談のために医学や心理学を学んだり、それらの資格を取得したこと等に関する文書
- (6) 平成6年5月22日に日本国内でも効力が発生した国際条約「子どもの権利に関する条約」について、青森県警察が何か察知・覚知している文書

## 2 実施機関の決定

- (1) 実施機関は、開示請求のあった上記1の(1)から(6)までに掲げる文書のうち、(2)に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）については、現有する膨大な警察安全相談受理表等から検索、抽出する必要がある、かつ、その開示・不開示の判断に相当の日数を要することから、本件開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとして、条例第11条第6項の規定により、開示決定等の通知期間の特例延長を決定し、平成31年3月8日、審査請求人に通知した。
- (2) 実施機関は、本件対象文書について、平成31年1月1日から本件開示請求があった日までの警察安全相談受理表及び苦情受理表を精査した結果、対象となる文書は存在しないとの理由から、不開示決定処分を行い、平成31年4月8日、審査請求人に通知した。
- (3) 実施機関は、本件対象文書について、保有する平成30年12月31日以前の警察安全相談受理表及び苦情受理表を精査した結果、対象となる文書は存在しないとの理由から、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年12月23日、審査請求人に通知した。

## 3 審査請求

審査請求人は、令和2年2月29日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次の

とおりである。

- (1) 開示しない理由が、「警察安全相談受理表及び苦情処理表を精査した結果、対象となる行政文書は存在しなかったため」となっているが、警察安全相談処理表の検索がなされていなかった。
- (2) 警察安全相談の「受理表」と「処理表」は一体のものであり、県民から寄せられた相談が実施機関に受理された後、本件開示請求に係る事態及びその経過が「処理表」に現れる蓋然性が高いと考える。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分の決定理由及びその正当性

本件開示請求に係る行政文書として、警察安全相談受理表及び苦情受理表を特定し、本件対象文書に該当するか精査した結果、対象となる文書は存在しなかったため、開示をしない旨判断したものである。

##### 2 審査請求人の主張に対する意見

審査請求人は、第3の2(2)のとおり主張するが、警察安全相談の「受理表」と「処理表」は、それぞれ個別に管理されているものではなく、一連のものとして管理されていることから、「受理表」を精査する場合、一連の書類として「処理表」も精査することとなる。

このため、本件対象文書に該当するか判断するために「受理表」及び「処理表」を精査した結果、対象となる文書は存在しなかったため、本件処分を行ったものであり、この判断に問題はなかったと考える。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利

につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

### (1) 不存在の態様について

ア 実施機関は、本件処分に係る決定通知書において、本件対象文書を保有していない理由について、警察安全相談受理表及び苦情受理表を精査した結果、本件対象文書に該当する文書が存在しなかったためと説明している。

イ これに対し、審査請求人は、警察安全相談受理表等では明らかとなっていない事実が後日明らかとなり、別に「処理表」に記載される可能性もあるため、「処理表」についても検索すべきである旨主張しているが、この点について実施機関は、弁明書において、警察安全相談に係る受理表及び処理表は、個別にではなく一連のものとして管理されているため、受理表を精査する場合、処理表についても精査することとなる旨述べている。

### (2) 本件対象文書の探索の範囲等について

当審査会が諮問実施機関に対し、実施機関が行った本件対象文書の探索の範囲及び方法について説明を求めたところ、諮問実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

#### ア 探索の範囲について

##### (ア) 実施機関に対し警察安全相談があった場合の事務処理について

DV相談を含む警察安全相談を受理した際は、受理表を作成し、受理内容とその際の対応状況を記録している。また、相談の受理時に対応が完結せず、継続して対応した場合には、処理表を作成し、その処理状況等について記録している。

##### (イ) 実施機関が弁明書において主張する「「受理表」を精査する場合、一連の書類として「処理表」も精査することになる」理由について

a 警察安全相談及び苦情（以下「警察安全相談等」という。）の取扱いについて定めた警察安全相談及び苦情取扱要綱（以下「相談等取扱要綱」とい

う。)において、警察安全相談と苦情それぞれの受理表及び処理表を整理した上で、これらに索引を付して保管する旨の規定があり、受理表と処理表は、同一の受理番号により一括して保管・管理されている。

b 相談内容を確認する必要がある場合は、受理表のみならず、一括して保管・管理している処理表の内容も確認しなければ、相談内容全体を確認したことにならないため、本件処分においても、受理表及び処理表全ての内容を確認している。

(ウ) 受理表及び処理表のほかに作成される文書の存在について

警察安全相談等に係る事務では、受理表や処理表のほかに、①警察安全相談索引、②苦情索引、③警察安全相談等処理点検簿（警察安全相談）、④警察安全相談等処理点検簿（苦情）及び⑤警察安全相談取扱状況を作成することになる。

このうち、①から④までの文書は受理月日や件名等が、⑤の文書は相談件数等が分かるのみで、相談内容や苦情内容の詳細についての記載がないことから、本件対象文書として特定しなかった。

(エ) 探索した警察安全相談等に係る受理表・処理表の件数等について

a 受理表及び処理表の保存期間は、平成26年までに作成されたものは3年、平成27年以降に作成されたものは5年とされていることから、本件対象文書の探索は、保存期間が満了していない平成27年1月1日から平成31年2月20日（本件開示請求のあった日）までの期間に作成された受理表及び処理表について行った。

b 探索した受理表及び処理表の件数は、警察安全相談に係るものが99,516件（うちDV相談が2,242件）、苦情に係るものが716件である。

イ 探索の方法について

(ア) 実施機関に寄せられた警察安全相談等については、各警察署や警察相談電話に寄せられたものも含め、警察本部警務部広報課においてその全てを一括管理し、内容を把握していることから、同課の職員が対象期間内の受理表及び処理表の内容について探索を行った。

(イ) 実施機関に寄せられたDV相談に関しては、警察本部生活安全部生活安全企画課（組織改編により、平成31年4月1日からは少年女性安全課がDV事案を担当）が、県内全てのDV相談の詳細な内容を把握していることから、両課の協力を得て、対象期間内のDV相談全件に係る受理表及び処理表について探索を行った。

(3) 検討

ア 当審査会が諮問実施機関から相談等取扱要綱の提出を受けて確認したとこ

ろ、上記(2)のア及びイの説明内容は、同要綱の規定に沿ったものとなっており、特に不自然、不合理であるとは認められない。

イ そして、警察安全相談等に係る受理表及び処理表が同一の受理番号によって一括して管理され、受理表を探索する際に、処理表の内容についても確認が行われていること、また、警察本部だけではなく、各警察署や警察相談電話に寄せられた警察安全相談等も含め、保有する受理表及び処理表の全てが探索の対象になっていることからすると、本件対象文書の探索の範囲及び方法が不十分なものであったとは言えない。

ウ 以上を踏まえると、探索の結果、本件対象文書に該当する文書は存在しなかったとする実施機関の説明は是認できるものであり、また、ほかに本件対象文書の存在を推認させるような事情も認められない。

よって、実施機関は、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 結論

以上のとおり、実施機関は、本件対象文書を保有していないと認められるので、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和2年4月1日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
令和2年4月20日	・ 実施機関からの弁明書を受理した。
令和2年8月21日 (第113回審査会)	・ 審査を行った。
令和2年8月26日	・ 諮問実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和2年9月16日	・ 諮問実施機関からの書面を受理した。
令和2年9月18日 (第114回審査会)	・ 審査を行った。
令和2年10月23日 (第115回審査会)	・ 審査を行った。
令和2年12月18日 (第116回審査会)	・ 審査を行った。



(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長
森 雄亮	弁護士	会長職務代理者

(令和3年1月12日現在)